

別紙3

令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち スマート農業の総合推進対策のうちデータ駆動型土づくり推進 審査基準

本事業の補助金交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から予算額の範囲内で補助金交付候補者を決定する。

	審査の項目・審査基準	ポイント
【事業実施計画及び内容の妥当性・効率性】		
	<p>① 事業実施計画の内容が、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。</p> <p>a 事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっている。</p> <p>b 事業の目的に沿っているが、具体的かつ妥当なものとなっていない。</p> <p>c 事業の目的に沿っていない。</p>	<p>a 5 ポイント</p> <p>b 3 ポイント</p> <p>c 0 ポイント</p>
	<p>② 事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性があるか。</p> <p>a スケジュールに無理がなく、実現性がある。</p> <p>b スケジュールに一部懸念を感じるが、実現性がある。</p> <p>c スケジュールに無理があり、実現可能なレベルとは言えない。</p>	<p>a 5 ポイント</p> <p>b 3 ポイント</p> <p>c 0 ポイント</p>
	<p>③ 成果目標</p> <p>a 開発しようとするAIによる土壤診断技術の対象品目数が5品目を上回っており、農業者の営農改善に活用できるような処方箋を出力するシステムを想定した計画となっている。</p> <p>b 開発しようとするAIによる土壤診断技術の対象品目数が5品目を上回っているが、農業者の営農改善に活用できるような処方箋を出力するシステムが想定されているか不明である。</p> <p>c 開発しようとするAIによる土壤診断技術の対象品目数が5品目を下回っている。</p>	<p>a 10 ポイント</p> <p>b 5 ポイント</p> <p>c 不採択</p>
【事業実施主体の適格性】		
	<p>① 事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。</p> <p>a 十分に適切な事業実施体制となっている。</p> <p>b 事業実施体制は整っているが、十分とは言えない。</p> <p>c 事業実施体制が整っておらず、事業の遂行に支障を及ぼす。</p>	<p>a 5 ポイント</p> <p>b 3 ポイント</p> <p>c 不採択</p>
	<p>② 事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。</p> <p>a 有している。</p> <p>b 有していない。</p>	<p>a 5 ポイント</p> <p>b 不採択</p>
	<p>③ 土壤分析・診断に関するこれまでの実績</p> <p>a 土壤に関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでに土壤分析・診断の実績が非常に多くある。</p> <p>b 土壤に関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでに土壤分析・診断の実績がある。</p> <p>c これまでに土壤分析・診断の実績がない。</p>	<p>a 10 ポイント</p> <p>b 5 ポイント</p> <p>c 0 ポイント</p>
	<p>④ AIに関するこれまでの実績</p> <p>a AIに関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでにシステム開発等に関する事業の実績が非常に多くある。</p> <p>b AIに関する知識を十分に有した者が参画していて、これまでにシステム開発等に関する事業の実績がある。</p> <p>c これまでにAIに関するシステム開発の実績がない。</p>	<p>a 10 ポイント</p> <p>b 5 ポイント</p> <p>c 0 ポイント</p>
【交付決定取消の原因となる行為】		
	<p>過去3カ年に交付決定取消となる行為はないか。 (農林水産省大臣官房予算課が別に作成する資料等により、事実関係の有無を確認)</p> <p>a なかった。</p> <p>b あった。</p>	<p>a 0 ポイント</p> <p>b 不採択</p>

注1：上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注2：同点の場合には、満点の項目の多いものを採択するものとする。

(満点 計50点)